

## 14. 農業分野

<p>農業(1)</p>	<p>農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の容認</p>
<p>規制の現状</p>	<p>農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに関して厳しい要件が課されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>株式会社形態で農業経営を行うことにより、農業にマネジメントの概念を導入し、資金調達や人材確保等さまざまな面で株式会社のメリットを活かすことが可能になるが、現行の農業生産法人制度のもとでは、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難となっている。</p> <p>これまで構造改革特区で認められていた農業生産法人以外の株式会社等の法人によるリース方式での農業への参入の全国展開が実現したことは評価できる。</p> <p>今後は、農業経営の更なる基盤強化に向けて、農業生産法人以外の株式会社等による農地の取得・保有を認めるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>農地法第2条第7項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>農林水産省経営局構造改善課</p>

農業(2)	農業振興地域整備計画の変更ならびに 農地転用許可にかかる申請受付頻度の見直し【新規】
規制の現状	<p>農地転用には農林水産大臣または都道府県知事の許可が必要となっている。なお、農業振興地域の農用地区域内の農地は原則として転用が認められないため、当該農地については転用許可申請に先立ち、農用地区域からの除外(農振除外)を受ける必要がある。</p> <p>農振除外の申請受付の頻度は市町村により異なっており、例えば各市町村ホームページへの掲載情報によると、年2回(群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、静岡県掛川市)、年3回(栃木県真岡市)、年4回(愛知県豊田市、佐賀県佐賀市)等となっている。また、農地転用の申請については、各市町村において毎月1回締切日が設定されている。</p>
要望内容	<p>農振除外ならびに農地転用許可の申請受付の頻度を高めるべきである。少なくとも農振除外の申請については、農地転用許可の手続きと同じく、毎月1回受け付けることとするよう、地方自治体の運用の改善を図るように周知徹底するとともに、必要に応じて指導・勧告を行う等適切な処置を行うべきである。</p>
要望理由	<p>1回申請のタイミングを逃すと次回受付まで、農振除外の場合は数ヶ月、農地転用の場合は1ヶ月待たなくてはならず、新たな土地利用ニーズなど情勢の変化に機動的に対応することができない。</p>
根拠法令等	<p>農地法第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>農林水産省農村振興局農村政策課</p>

農業(3)	とうもろこしの関税割当制度の見直し
規制の現状	<p>コーンスターチ用とうもろこしの関税は、譲許税率では50%または12円/kgであるが、関税割当制度のもとで、国産いも澱粉の購入を条件として、コーンスターチ用とうもろこしの関税を無税とする措置が講じられている(国産いも澱粉1の購入に対して12のコーンスターチ用とうもろこしの関税割当枠)。</p>
要望内容	<p>コーンスターチ用とうもろこしの国産いも澱粉との抱き合わせ比率を緩和し、コーンスターチ用とうもろこしに係るユーザー負担を軽減すべきである。</p>
要望理由	<p>「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(2005年1月19日)」で農林水産省は、「でん粉原料用のばれいしょ及びかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保する必要がある」と回答しているが、WTO国際交渉の進展等も踏まえ、関税等の国境措置は縮小・廃止する方向で見直すことが必要である。</p>
根拠法令等	<p>関税暫定措置法第8条の6第2項 関税割当制度に関する政令第1条 とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省生産局特産振興課

農業(4)	外国産小麦の政府売り渡し価格の引き下げ
規制の現状	<p>生産者手取りの約7割を占める麦作経営安定資金の財源は、いわゆるコストプール方式によって外国産小麦の売買差益で賄われており、その結果、麦加工産業への外国産小麦の政府売渡価格は輸入価格の1.7 - 1.8倍となっている。</p>
要望内容	<p>外国産小麦の政府売渡価格を、小麦粉調製品・小麦二次加工製品の関税水準(約20%)を目途に、計画的かつ継続的に、1.2倍程度にまで引き下げるべきである。</p>
要望理由	<p>小麦については国家貿易が行なわれており、わが国の小麦需要量の約9割を外国産麦が占めている。「規制の現状」にある通り、外国産小麦には70 - 80%の関税が課せられているのと同様の状況であり、関税率20%前後の安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、麦加工産業は国際競争力の面で非常に不利な状況に置かれている。</p> <p>2004年12月の麦政策検討小委員会とりまとめ(案)において、「内麦助成金については、(中略)当面、引き続き、実需者の負担を求めることが妥当」とされており、国内産麦の保護に要するコストを実需者・消費者の負担によるマークアップで賄う仕組みは手付かずとされた。今後、経営安定対策の具体的内容が固まった段階で最終的な取りまとめを行なうとのことであるが、新たな「食料・農業・農村基本計画」(2005年3月25日閣議決定)においても改革の方向性としては品目横断的政策への移行が決まっている以上、麦に係るコストプール方式を見直すべきである。また品目横断的政策の財源については、麦のマークアップに依存するのではなく、財政負担を基本とすることが適当である。</p>
根拠法令等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第43条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省総合食料局食料企画課

農業(5)	糖価調整制度の更なる見直し
規制の現状	<p>政府は砂糖の輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。また、国内の農家から最低生産者価格以上で甘味資源作物を買い入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付している。</p>
要望内容	<p>輸入糖に係る調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、国内砂糖価格の引下げを実現すべきである。</p>
要望理由	<p>「砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向(2005年3月)」において糖価調整制度の維持が明示されたが、現行制度の下では、国産糖生産者・製造者におけるコスト削減へのインセンティブが働かず、国産糖と輸入糖の大幅な内外価格差は縮小しない。消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するために、生産者・製造者のみならず消費者・ユーザー等からも広く意見を聞いた上で、糖価調整制度を抜本的に見直すべきである。</p>
根拠法令等	砂糖の価格調整に関する法律第3条、第5条、第8条、第19条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省生産局特産振興課